

社会保険労務士試験における受験資格としての学歴要件等の見直しについて

規制改革会議 ヒアリング資料（平成19年11月12日）

全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士試験における受験資格としての学歴要件等の見直しに関する 全国社会保険労務士会連合会の見解について

社会保険労務士試験については、社会保険労務士法第八条（別紙参照）に規定がある。なお、学歴要件等の受験資格については、撤廃の方向で検討したい。

その際には、以下の項目について検討されたい。

- ①社会保険労務士試験の方法について、現在の選択式を従前の記述式に改めること。
- ②社会保険労務士試験の試験科目の一部について、一定の要件を満たす大学院等において関連科目を修了し、修士の学位を授与された者に科目免除の措置を設けること。
- ③社会保険労務士試験の試験科目について、新たに憲法、民法、民事訴訟法を加えること。

(参考) 社会保険労務士法第八条(受験資格)について

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わつた者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- 二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者
- 三 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者
- 四 削除
- 五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 六 行政書士となる資格を有する者
- 七 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人(第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ。)又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 八 労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して三年以上になる者又は会社その他の法人(法人でない社団又は財団を含む。)(労働組合を除く。次号において「法人等」という。))の役員として労務を担当した期間が通算して三年以上になる者
- 九 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 十 厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者